

いちのみやの農業

平成 29 年度版



一宮市

はじめに

「いちのみやの農業」は、一宮市の農業や施策を総合的にとらえ、簡潔にまとめたものです。平成 9 年 3 月に発刊し、一部改訂を加え、農業関係者はもとより、幅広い市民・団体の皆様に農業そのもの、さらには農業行政へのご理解とご協力をいただくための材料として提供してまいりました。

この度、農林水産省から、2015 年農林業センサス（平成 27 年 2 月 1 日現在）の結果が発表されました。それに基づく最新の統計数値を用いたこの小冊子は、一宮市・尾西市・木曽川町の合併後初めて改訂したものです。農業を取り巻く現況など読み取っていただければと考えています。

また、一宮市では、農業の経営安定と生産組織の強化及び農産物の安全・安心を目指す一方、食の安定供給や持続可能な農業への対応等、現代の農業に期待されている社会的要請に応えるため、各種事業に取り組んでいます。農業に携わる方のみならず、広く市民の皆様にもこれらの事業を知っていただきたいと思います。

最後に、この小冊子改定にあたり、ご協力いただきました関係者の皆様にお礼を申し上げるとともに、一宮市農業の発展の一助としてご活用くだされば幸いです。

平成 29 年 4 月

一宮市長 中 野 正 康

目 次

第1章 一宮市の農業に関する概要

1. 一宮市の地理的条件	1
2. 農家数	2
3. 経営耕地面積	3
4. 農業就業人口	4
5. 農畜産物の生産状況	5

第2章 農業行政に関する制度

1. 土地利用の現況	9
2. 農業振興地域整備計画	10
3. 生産緑地地区制度	11
4. 地域農政推進対策事業	13
5. 経営所得安定対策等の見直し	15
6. 農業制度資金	16
7. 農業の6次産業化	17

第3章 農業を担う組織・人々

1. 愛知西農業協同組合	18
2. 木曽川漁業協同組合	19
3. 一宮市畜産組合	20
4. いちのみや緑と花の診療所	20
5. 一宮市女性農業者会議	21
6. 尾張一宮4Hクラブ	21
7. 木曽川町玉葱採種組合	22
8. 尾西採種組合	22
9. はつらつ農業塾	23

10. 愛知県農業共済組合	24
11. 一宮地方総合卸売市場	25

第4章 農地の権利関係の調整

1. 農業委員会の概要	26
2. 農業委員会の業務	26
3. 農地利用調整	27

資料編

1. 一宮市の概要	29
2. 各資料の数値について	30
3. 各農家数資料	31
4. 経営耕地面積資料	32
5. 農業就業人口資料	33
6. 愛知県内における一宮市の順位等	34



(写真イラスト提供：愛知県農林水産部園芸農産課・農林政策課)

第 1 章 一宮市の農業に関する概要

1. 一宮市の地理的条件

一宮市は、愛知県の北西部、木曽川によって形成された扇状地にあり、濃尾平野のほぼ中央に位置しています。また、愛知県と岐阜県の県境となっている木曽川が、市の北部から西部にかけ約 18km に渡って流れています。

平成 29 年 3 月現在、一宮市内には名神高速道路と東海北陸道路のインターチェンジが 4 ヶ所と一宮ジャンクションがあります。東西の大動脈である東名・名神高速道路と、太平洋側と日本海側をつなぐ東海北陸自動車道の結節点として重要な位置にあり、さらに J R や名古屋鉄道の駅も多数あります。

一宮市ではこのような地理的条件の中、豊かな水と土壌に恵まれ、古くから稲作・野菜園芸・養鶏などが盛んに営まれてきました。

平成 17 年 4 月 1 日、一宮市は、一宮市・尾西市・木曽川町の 2 市 1 町が合併した人口約 37 万人の市として新たなスタートを迎え、現在の人口は 38 万人を超えています。一宮市では、この交通の便の良さを生かした都市近郊型農業として、多種多様な農業が営まれています。



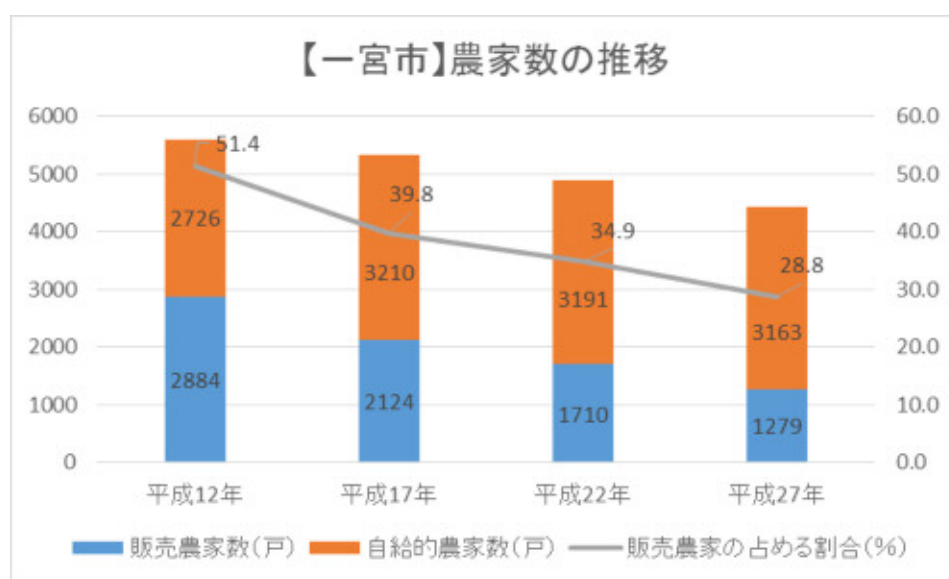
面積	113.82 平方キロメートル
	東西：約 15.3 キロメートル
	南北：約 13.3 キロメートル
人口	386,208 人
	(男 189,214 人、女 196,994 人)
	平成 29 年 1 月 1 日

2. 農家数

一宮市の総農家数は、平成 12 年（2000 年）から平成 27 年（2015 年）までの 15 年間に、5,610 戸から 4,442 戸へ 20.8%減少しました。

また、一宮市の販売農家数は、同様の 15 年間に半数以下（2,884 戸→1,279 戸）に減少しています。その一方で自給的農家数は平成 17 年に微増し、その後減少に転じています。

一宮市における総農家数に対する自給的農家の割合は、平成 12 年のデータでは 48.6%、平成 27 年のデータでは 71.2%となっています。



一宮市では、以前から自給的農家の割合が愛知県や全国の値と比較してかなり高く（*）、平成 12 年では約半数、最新データの平成 27 年では 7 割以上を占め、販売農家の占める割合は年々低くなっています。

この農家数（総農家数及び販売農家数、自給的農家数）の減少と自給的農家が占める割合の増加から、一宮市において家業として農業を行う販売農家の廃業や規模縮小で自給的農家に転じる農家が増えていることが読み取れます。

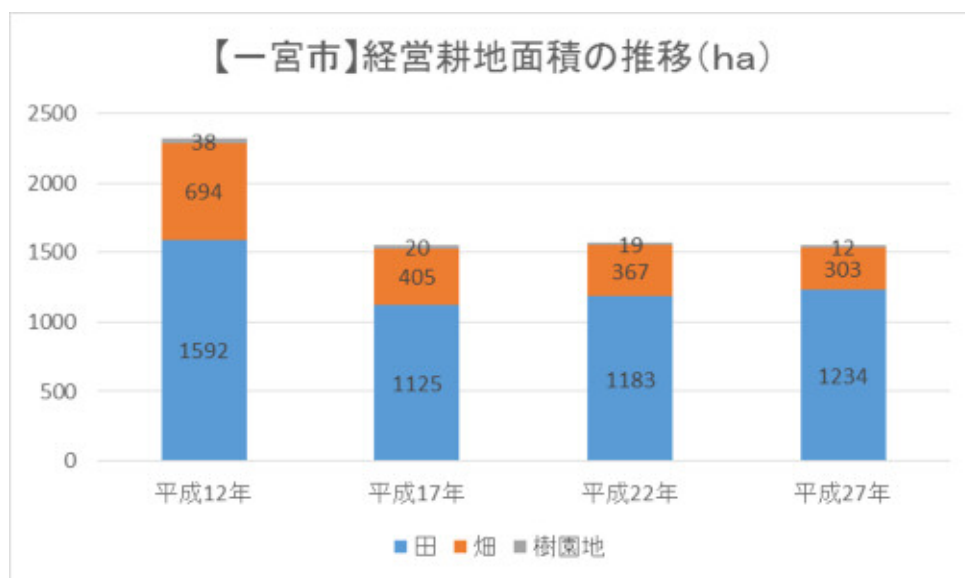
この農家数減少を食い止めるためには、新たに農業に取り組む人を増やすことや、持続できる農業のビジネスモデルの構築が必要です。

*愛知県・全国の農家数等データ・各種定義等は、資料編 P29～をご覧ください。

3. 経営耕地面積

経営耕地は、「自ら所有し耕作している耕地」と「他から借りて耕作している耕地」の合計です。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別面積としています。

一宮市の経営耕地総面積は、平成 12 年から平成 27 年までの 15 年間で、33.3%減少しました。そのうち、田については 22.4%、畑については 56.3%の減少となっています。



一宮市における田の経営耕地面積の減少率（平成 12 年から平成 27 年）は、愛知県とほぼ同じです。また、一宮市の田の耕地面積は、平成 12 年から平成 17 年に大きく減少し、平成 22 年以降微増しています。

一方、畑に関して一宮市は、減少割合が県と比較してもかなり大きく、耕地面積の減少が続いています。

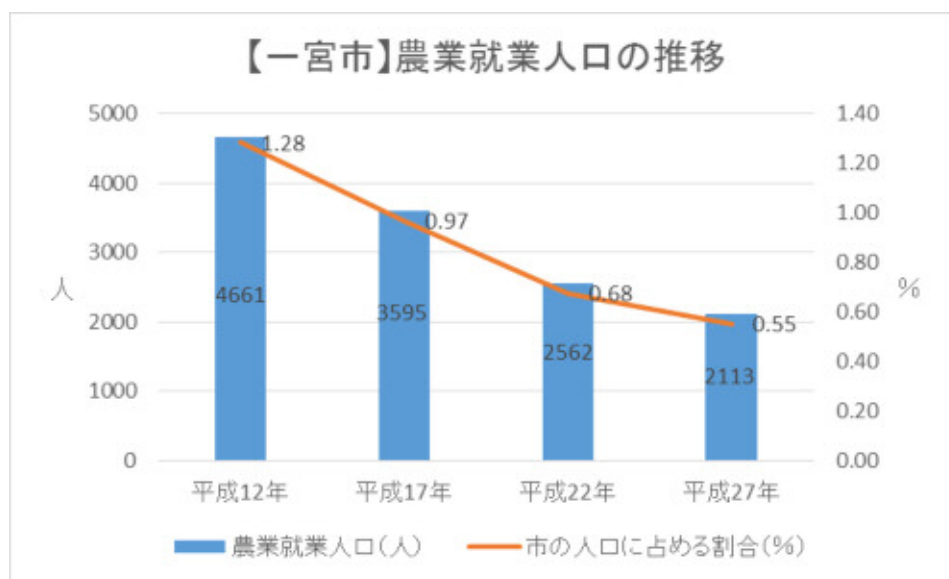
一般的に、田の作業は、ここ数十年の間に機械化や効率化、それから栽培技術の省力化が大きく進んできました。それと比較して、畑の作業は、人の手で行うことが多いといわれています。

畑の経営耕地面積の減少の背景には、農業者の高齢化と後継者不足等が影響していると考えられます。

4. 農業就業人口

農業就業人口とは、「仕事として自営農業のみに従事した者」と「農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち農業が主の者」を合計した人口です。

一宮市では農家数の減少に伴い、平成 12 年から平成 27 年までに農業就業人口は半数以下（4,661 人→2,113 人）まで減っています。県や国の農業就業人口も大きく減少していますが、その減少率は 50% までは達していません。



国・県の農業就業人口の減少割合と比較すると、一宮市の方が大きく減少しています。また、市の人口に占める割合においてもかなり落ち込んでいます。

ここまでのデータで、販売農家数・経営耕地面積・農業就業人口、すべてが減少していることから、今後、農業を仕事として営む就農者の育成が課題の一つとしてあげられます。

さらに、経営耕地面積と比較して、農業就業人口の減少が大きいことから、個々の担い手に対する負担は増えていると考えられます。

そのため、これからの農業を支え、現在の農地を維持するためには、ICT（情報通信技術）の導入や分散した土地の集積など、効率的な農業経営が必要となっています。

5. 農畜産物の生産状況

【米・麦・大豆】

愛知県内では、大粒で甘みがあり、あっさりとした口当たりが特徴の「あいちのかおり」が水稻作付けの約4割を占め、最も多く作られています。

一宮市は、この「あいちのかおり」の主な産地です。また、農薬や化学合成肥料の使用を控え、有機肥料としてレンゲを活用した「特別栽培米あいちのかおり」も広く栽培されています。

多くの作業を必要とする米づくりは、トラクターや田植機、コンバインなどの大型機械の登場により、かつては人が行っていた作業の一部が効率化されました。今後もGPS（衛星利用測位システム）を利用した自動運転技術の導入など、熟練技術が求められる機械の省力化が進み、米づくりはさらに変化していくことが予想されます。

また、麦と大豆は、元々畑の作物ですが、米からの主要な転作作物として、水田でも作付けされています。一宮市内での栽培はごくわずかですが、県内においては、麦は製麺に適した品種の「きぬあかり」、大豆は豆腐に適した品種の「フクユタカ」が主に栽培されています。



【野菜】

一宮市は、木曽川によってもたらされた肥沃な土壌や温暖な気候、大きな消費地が近い条件を活かして露地(野外)での野菜づくりが昔から盛んな地域となっています。古くから、露地栽培以外にも、ビニールハウスやガラス温室を使った施設での野菜づくりも行っています。

施設の中には、ICT(情報通信技術)を用いて、適切な温度管理等を行い、作業の効率化や適切な栽培技術の可視化、天候に左右されない収量の確保などを目指すものも出てきました。これにより、長い経験則に基づく判断の一部をノウハウとして活用し、経営者だけでなく後継者・新規就農者・被雇用者なども効率よく農業を営むことが可能になります。

一宮市では、多種多様な野菜が一年を通じて栽培されています。その中でも多く出荷されるナス・ネギ・ダイコン・ハクサイには、各種野菜の栽培や規格等を定め、農産物を共同で出荷する「部会」という団体があります。この部会を通して共同で選果し、箱詰めや出荷を行うものを「共選」と言います。

愛知西農業協同組合では、まとまった量を確かな品質で取り引きできる共選出荷を行う部会の育成強化に努め、各種野菜の産地を維持・拡大するとともに、農産物の品質向上と規格化の徹底を図っています。また、小規模の農家に対しては、産直店での直接販売を推し進めています。



【花き】

「花き」とは、くらしを飾る花や緑の観賞用の植物で、具体的には、切り花・鉢もの・花木類・球根類・花壇用苗もの・芝類・地被植物類のことです。

名古屋という大消費地を擁する愛知県は、かつての尾張藩で茶道や華道が流行した文化的な背景もあり、花づくりが盛んな地域です。昭和 37 年（1962 年）以降、愛知県の花きの農業産出額は、全国一が続いており、「花の王国あいち」として一大産地となっています。

その愛知県の花き栽培面積の 7 割以上を占めているのは切り花類ですが、一宮市においては、ガラス温室やビニールハウスなどの施設を利用した花壇用苗ものを中心に、デンファレ・ヒマワリ・バラなどの切り花や植木など、一年を通じて非常に多くの種類の花きが出回っています。特に花壇用苗ものは、首都圏や関西圏へも良好なアクセスができる立地条件を生かし、全国展開を図っています。

花きの市場は、景気や消費者の動向に左右され、季節に応じたイベントへの対応や新しい品種が常に求められます。そのため、経営の安定には、多種類の花きの栽培を行うことが不可欠です。



【畜産】

一宮市では、牛・豚・鶏・蜂など、古くから栽培されてきた農作物を利用した畜産や、農業を営む際に活用するための畜産が営まれてきました。

特に養鶏は、大消費地にも近く、出荷の輸送技術の向上や県内にある港から飼料が比較的好条件で入手できたこともあり、畜産の中でも、特に盛んで身近な農業経営の一つでした。

一宮市東部の千秋町では、かつて個々の農家が養鶏の専門農業協同組合を設立していましたが、現在は株式会社となり、周囲への環境負荷の少ないウィンドレス鶏舎で、温度・光量・給餌・集卵等が適正管理されています。厳しい衛生基準に基づく一括生産による養鶏は、尾張地域最大の約 18 万羽の飼養羽数を持ち、毎日 16 万個の卵を生産しています。

一宮市における現在の畜産は、都市化の進展の影響を大きく受けています。またその一方で、消費者からの良質で安全な畜産物の供給に対する期待は、非常に高くなっています。

これからの畜産経営には、従来の良質で安全な畜産の飼育はもちろん、国産畜産物の需要に応える確かな品質と生産力、それから国際間競争を勝ち抜くブランド化や収益力の強化を図ることに加え、今まで以上の衛生管理や防疫体制の徹底など、変化し続ける環境への柔軟な対応が必要とされています。



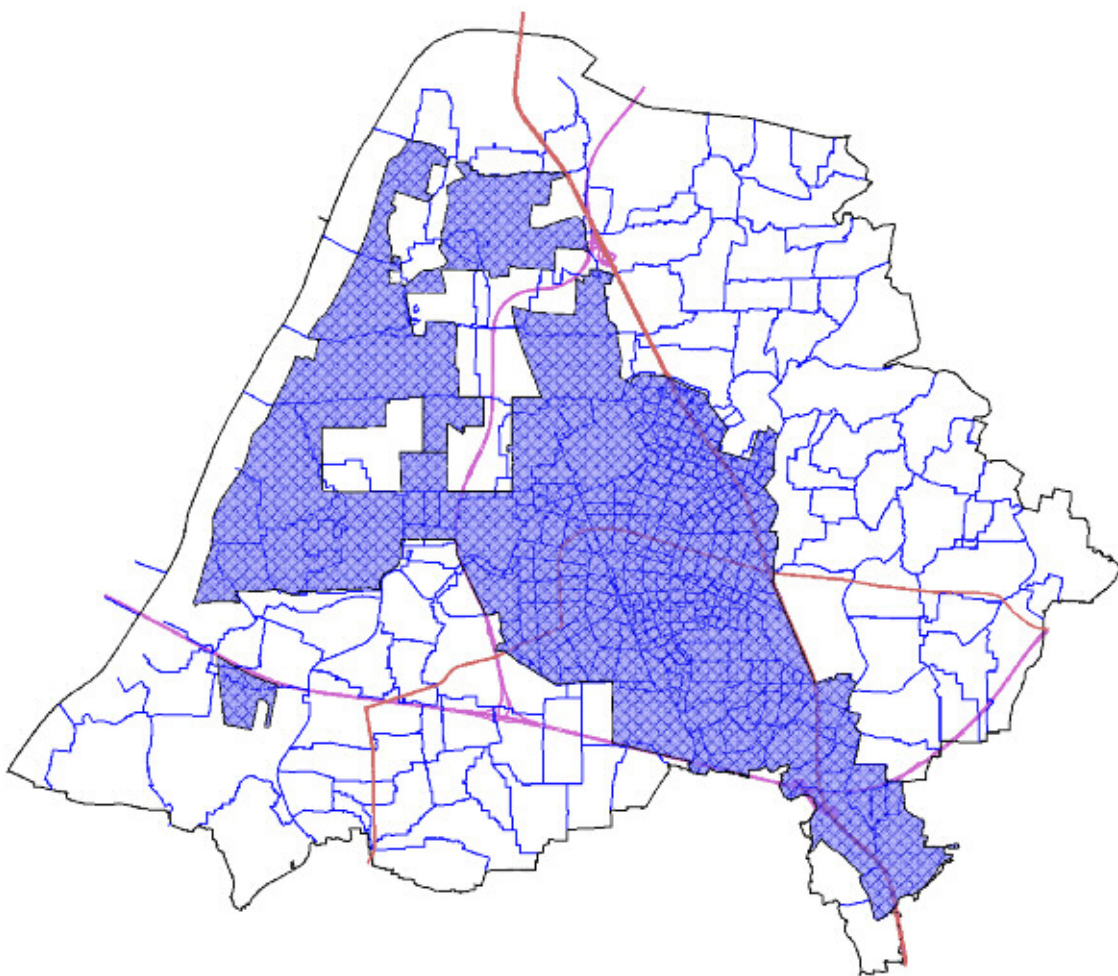
第2章 農業行政に関する制度

1. 土地利用の現況

一宮市は、市の全域が「都市計画法」に基づく都市計画区域に指定されているため、市街化区域（下記地図の網掛け部分）と市街化調整区域とに区分（線引き）されています。

市街化区域では、市街地の形成に向けて用途地域を設け、土地利用の規制・誘導を図っています。その中の農地については、「生産緑地法」による生産緑地地区の指定を行い、保全に努めています。

一方、市街化調整区域では、無秩序な市街化を抑制すべき区域として、開発行為は制限されているため、ほぼ全域が「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」による農業振興地域に指定されています。



2. 農業振興地域整備計画

農業振興地域は、農業を振興する地域を明らかにし、その地域の土地利用を高めるとともに、土地基盤の整備、農地保有の合理化、農業の近代化施設の整備等を進め、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用を寄与することを目的としています。

一宮市では、昭和 46 年 5 月に農業振興地域の指定を受け、昭和 50 年 3 月に農業振興地域整備計画を策定し、平成 21 年には計画を変更しました。

一宮市は、市街化調整区域（7,580ha）のほぼ全域が農業振興地域（7,449ha）に指定されており、さらに農業振興地域内のまとまった農地は、農用地区域、通称「青地」（1,875ha H27.12.31 現在）として保全に努めています。

農業振興地域整備計画の変更（農用地利用計画の変更＝農用地区域の編入・除外・用途区分の変更）については、年 4 回（5 月・8 月・11 月・翌年 2 月）を締め切りとして行っています。

また、農用地区域を除外する変更は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく必要要件を満たし、かつ、除外する目的の開発行為等について農地法・都市計画法・特定都市河川浸水被害対策法等他法令等による許認可が必要な場合、それぞれの見込みが明らかであるときのみ行うことができます。

その他、農用地区域に編入する変更は、農用地としての優良性や整備の可能性等を検討し、農用地区域に含めることが相当なものについては、積極的に農用地区域に含めます。また、一度農用地区域からの除外を行ったものの、その後、やむを得ない理由で除外目的の事業を取り止めなければならなくなった場合については、申出地を農地へ回復をしていただき、再度農用地区域への編入手続きを行います。

なお、農業振興地域整備計画に基づく事業の実施に関する事項や、農用地利用計画の変更などは「一宮市農業振興地域整備研究協議会」という会議において協議されています。この協議会は、年 4 回の「農用地利用計画の変更申出」に合わせて開催しています。

3. 生産緑地地区制度

【生産緑地地区とは】

生産緑地地区とは、農林漁業との調整を図りつつ良好な都市環境の形成に資するために、市街化区域内の農地・森林・池沼などのうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に相当の効果があり、かつ、公園・緑地など公共施設などの敷地の用に供する土地として適しているものを所有者の申請に基づき都市計画により定められた地区をいいます。

【生産緑地地区の指定】

生産緑地地区は、平成 4 年 12 月 4 日、旧一宮市においては 1,033 団地、143.71ha、旧尾西市は 267 団地、40.15ha をそれぞれ指定しました。また、合併に伴い木曽川地区については、平成 17 年 12 月 21 日、128 団地、13.99ha を指定しました。

その後、主たる従事者の死亡や営農継続不能な故障による買い取りの申出、道路、公園などの公共施設などの設置、土地区画整理事業の仮換地処分による指定替えなどによる除外をし、平成 28 年 12 月 28 日現在、1,059 団地、約 133.8ha が生産緑地地区として指定されています。

【生産緑地の税について】

(1) 固定資産税、都市計画税

市街化区域内農地は宅地並み課税となっていますが、生産緑地地区内の農地については農地課税となり、税負担が非常に少なくなっています。

(2) 相続税の納税猶予制度

相続税の納税猶予制度とは、農地などを相続して引き続き農業を営む場合に、納付すべき相続税のうち農業投資価額を超える部分に対応する相続税について、納税猶予の特例を受けることができる制度です。平成 3 年度の税制改正により、平成 4 年 1 月 1 日以降「特定市街化区域農地など」については、生産緑地地区を除いては納税猶予制度を適用しないこととなっています。

現在の一宮市の市街化区域内農地などは、特定市街化区域農地などとなるため、平成 4 年 1 月 1 日以降に生じた相続については、生産緑地地区内の農地などであれば、相続税の納税猶予制度が適用されますが、猶予期限は死亡の日まで、つまり終身営農となります。

ただし、木曽川町の市街化区域内農地などは、合併により一宮市となっても、生産緑地地区の指定を受けなくても従来の納税猶予の特例を受けることができます。つまり 20 年間の営農により猶予分が免除されます。

【生産緑地の維持管理】

生産緑地地区に指定されると、農地としての土地利用が都市計画上明確に位置付けられ、一団ごとに標識が設置されます。

生産緑地は、農地として管理することが義務づけられており、建築物などの新築・増改築、宅地や駐車場の造成などの行為はできません。

ただし、ビニールハウスや農業資材の収納施設など農業を営むため必要なもので生活環境の悪化をもたらさないものに限り、予め市長の許可を得て建築などを行うことができます。

【生産緑地の買い取り制度】

生産緑地制度には、買い取り制度があります。

生産緑地に指定されてから 30 年経過したときや、農業の主たる従事者が死亡したり、農業に従事することを不可能とさせる故障が生じたりしたときは、随時、市長に対して生産緑地の買い取り申し出をすることができます。

4. 地域農政推進対策事業

【一宮市における地域農政の取組】

平成 6 年 11 月、「農業経営基盤強化促進法」に基づき「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（以下「農業基本構想」という）を定めました。それを受けて、平成 7 年 7 月、一宮市地域農政推進協議会（委員 52 名）を発足させ、現在は 41 名の委員で農用地の利用集積や経営管理の合理化など、農業経営の体質強化を促進するための組織的活動に取り組んでいます。

【認定農業者制度について】

認定農業者制度は、農業者が「農業基本構想」に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

平成 29 年 3 月末現在、一宮市には 105 名の認定農業者が地域農業の中心経営体として農業を営んでいます。作物別内訳は水稲・露地野菜・施設野菜・施設花き・養鶏など多岐に渡り、一宮市の農業の中核を担う経営者として期待が寄せられています。

【青年等就農計画制度について】

新規就農者を増やし、地域農業の担い手として育成するためには、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援が重要であることを踏まえ、平成 26 年度から青年等就農計画制度を農業経営基盤強化促進法に位置づけ、市町村が青年等就農計画を認定しています。

平成 29 年 3 月末現在、一宮市には 10 名の青年等就農計画の認定者が就農しています。はつらつ農業塾の「担い手育成コース」卒塾生や親元就農を行う若い農業者など、今後も地域の担い手となる後継者を確保し、就農者が認定農業者とレベルアップできるよう積極的に働きかける必要があります。

【利用権の設定】

一宮市の「農業基本構想」では、認定農業者をはじめとする意欲的な農業者や農業経営体に対して、農地の集積や規模拡大を図るため、全市的に「利用権」の設定に取り組む方針を定めています。

「利用権」の設定は、農地法の特例として扱われるため、農地の貸借が簡単にできます。平成 29 年 3 月末現在、利用権設定面積は 150ha（貸し手 898 人・借り手 83 人）で、稲作の規模拡大に活用されています。

【農地中間管理事業】

農地中間管理事業は、愛知県から農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人愛知県農業振興基金が所有者から農地を借り受けて、農業の担い手に貸し付けることによって、農地の集積を進めていく事業です。

【機構集積協力金交付事業】

機構集積協力金は、機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速するため、機構に対し農地を貸し付けた地域及び個人に対して協力金を交付するもので、地域集積協力金・経営転換協力金・耕作者集積協力金があります。

（１）地域集積協力金について

地域の話し合いにより、地域内の全農地の一定割合以上を概ね 10 年以上機構に貸し付けた地域に対して、愛知県が定める交付基準に基づき協力金が交付されます。

（２）経営転換協力金について

農業部門の減少により経営転換する農業者、リタイアする農業者、農地の相続人で農業経営を行わない者で、全ての自作地を 10 年以上機構に貸し付け、当該農地が借り受け希望者に転貸された者に対して、協力金が交付されます。

（３）耕作者集積協力金について

機構が借り受けている農地に隣接する農地等を 10 年以上機構に貸し付け、当該農地が借り受け希望者に転貸された農地所有者及び利用権者に対して、協力金が交付されます。

5. 経営所得安定対策等の見直し

国は平成 25 年度に、従来の経営所得安定対策（旧・戸別所得補償）については、一律の支払いなど構造改革にそぐわない面があったため、米価変動補填交付金は平成 26 年度で廃止、米の直接支払交付金は平成 29 年までとする一方、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する交付金（ゲタ対策）と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）については一律の規模要件を外し、意欲ある農業者が参加できるように見直しされました。

加えて、米の直接支払交付金を見直すことにより、主食用米偏重ではなく、麦、大豆、飼料用米など需要のある作物の生産を振興し、意欲ある農業者が、自らの経営判断で作物を選択する状況を実現することになりました。その結果、生産調整を含む米政策も、これまでと大きく姿を変え、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、需要に応じた主食用米生産が行われるよう、環境整備を進めることになりました。支援内容は下記のとおりです。

（１）畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

面積払（営農継続支払）の単価：2 万円/10 a（そばは 1.3 万円/10 a）

（２）米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の 9 割を、国からの交付金と農業者の積立金で補てんします。（補てんの財源は、農業者と国が 1 対 3）

（３）米の直接支払交付金

米の生産数量目標に従って生産する販売農家・集落営農に対して、10a 当たり 7,500 円交付します。交付対象面積は主食用米の作付面積から一律 10a 控除します。平成 29 年産までの時限措置として実施し、平成 30 年産以降は廃止されます。

【水田活用 of 直接支払い交付金】

（１）戦略作物助成

対象作物：麦、大豆、飼料作物（3.5 万円/10a）、WCS 用稲（8 万円/10a）、加工用米（2 万円/10a）、飼料用米、米粉用米（収量に応じ 5.5 万円～10.5 万円/10a）

（２）二毛作助成

二毛作への助成（1.5 万円/10a）

（３）耕畜連携助成

飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環を支援（1.3 万/10a）

(4) 産地交付金

一宮市地域農政推進協議会が策定

6. 農業制度資金

農業制度資金とは、国や地方公共団体が農業協同組合や日本政策金融公庫等と協力して、政策に合致する経営を行う農業経営者等へ、低利子または無利子で行う融資のことを言います。

一宮市では、農漁業近代化資金等の利子補給事業を行っており、利用できるのは、認定農業者や認定新規就農者などの地域の担い手の方です。

7. 農業の6次産業化

農業の6次産業化とは、農業を1次産業としてだけではなく、加工などの2次産業、さらにはサービスや販売などの3次産業まで含め、1次から3次まで一体化した産業として可能性を広げようとするものです。「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（通称「6次産業化・地産地消法」）に基づいています。

一宮市では、農業を取り巻く環境が厳しくなる中、農林水産物など地域資源の付加価値を高める6次産業化に注目し、一宮市6次産業化・地産地消推進協議会を平成27年度に立ち上げました。本協議会では、「一宮市6次産業化・地産地消推進計画」及び「一宮市6次産業化推進戦略」を策定し、数値目標等を掲げるとともに、今後市は積極的な支援を行うことを明記しています。

平成29年3月末現在、一宮市において、今までに「6次産業化・地産地消法」に基づく国の認定を受けた総合化事業計画は4件あります。



第3章 農業を担う組織・人々

1. 愛知西農業協同組合

一宮市・稲沢市を管内とする愛知西農業協同組合（JA愛知西）は、経営理念「食と農を通じて地域に根ざすJAづくり」のもと、県内でも有数の総合農協として、健全性・安全性を重視した事業・組織活動を進め、営農指導はもとより、信用・共済・販売・利用・宅地等供給・旅行などの各種事業や食育・地域貢献活動を行い、都市近郊型の特色を生かした地域農業の振興と地域社会の発展に貢献しています。

本地域における具体的な作物の例としては、古くから盛んに栽培が行われてきた水稻や露地野菜が挙げられます。

水稻では、大粒で甘みがあり、あっさりとした口当たりが特徴の「あいちのかおり」が広く栽培され、化学合成肥料や農薬を低減した「特別栽培米あいちのかおり」も育てられています。愛知西農業協同組合では米の拡販に積極的に関わり、生産から販売まで一貫した流通経路を確立しています。

野菜については、ナス・ネギ・ダイコン・ハクサイ・カンショ・ニンジンなどの各種生産者組織の育成強化に努め、農産物の品質向上と規格化の徹底を図っています。

また販売面では、採れたての農産物を販売する産直広場尾西店・赤見店での地元農産物の充実に加え、市内量販店での地産地消コーナーの設置や県内をはじめ関東地方の量販店で産直野菜の販売を展開するなど、インショップ事業にも力を入れています。

その他にも、地域住民と農家との交流や非農家の農業体験の場を提供するなど、農業に対する関心や理解を深める事業も広く行っています。



2. 木曽川漁業協同組合

昭和 24 年に設立された木曽川漁業協同組合は、木曽川（今渡堰堤の下流端～東海大橋の上流端）とその支派川流域の一宮市・稲沢市を地区とした漁業協同組合です。漁場の区域は、愛北漁業協同組合・日本ライン漁業協同組合・木曽川長良川下流漁業協同組合の 3 組合と共有しています。

河川や湖沼を利用して行う漁業である第 5 種共同漁業（内水面漁業）を営み、アユ・アマゴ（カワマス）・コイ・フナ・ウグイ・オイカワ（シラハエ）・ウナギなどを取り扱っています。

その他にも、マス釣り場の開設や木曽川四漁協共通の遊漁券販売、アユの人工ふ化放流による資源の保護や、養殖魚センターでのアユ養殖などの事業を行っており、一宮市の特産品である「木曽川の鮎一夜干し」の加工販売も行っています。また、天然アユの競り市も 9 月から 10 月頃の期間限定、一般参加可で開催しています。



3. 一宮市畜産組合

一宮市畜産組合は、市内の畜産経営者を構成員として、家畜の予防注射や畜舎の消毒などの経営指導を中心に事業を行っています。

一宮市では、都市化の進展する中で牛・豚・鶏・蜂などの畜産が飼育されています。そのため、コストの削減などに加え、防疫体制の強化や環境対策にも積極的に取り組んでいます。また、都市近郊であること生かし、畜産物やその加工品の直接販売を行う組合員もいます。

一宮市畜産組合に所属する一宮市養蜂組合では、クロガネモチから採取する蜂蜜を市の特産品として「福来蜜（ふくらみつ）」の名称で販売しています。



4. いちのみや緑と花の診療所

いちのみや緑と花の診療所では、庭木の病虫害（カイガラムシ・ハダニなど）の防除、自宅の庭木の手入れ・花づくり・土づくりなどの相談やガーデニング教室へのアドバイザーの派遣、各種イベントにおける緑化の啓発など、植木・花き生産振興と栽培技術の向上ならびに市民緑化の啓発活動などを行っています。

5. 一宮市女性農業者会議

一宮市女性農業者会議は、地域農業の発展を目指し、生活改善に関する知識及び技術の交換・調査研究などを行うことにより、主体性のある女性農業者の実践活動を推進している団体です。

具体的には、真清田神社門前朝市での活動を基本に、学校での食育への貢献や地場農産物の加工研修、イベントでの農産物・農産加工品の販売など、女性農業者のお手本となるべく様々な場面で活躍しています。



6. 尾張一宮 4 Hクラブ

尾張一宮 4 Hクラブは、30代までの若手農業後継者を中心メンバーとして、農業技術の研修・プロジェクト活動・ボランティア活動などを行っています。

経営する農畜産物の種類等に関係なく、将来の地域を担う若い農業者同士の交流を図るとともに、新規就農者や後継者ならではの課題を共有し、販売や農業の技術を切磋琢磨しながら学ぶ場となっています。



7. 木曽川町玉葱採種組合

一宮市木曽川町で大正時代から続く木曽川町玉葱採種組合では、全国的にも珍しいビニールハウスでの良質なタマネギ種子の栽培を行い、全国シェア約3割を誇っています。主力品種の「超極早生玉葱」は、発芽率が95%以上と国内最高水準の品質です。タマネギ種子は、主に九州の産地に出荷しています。

また、地元和菓子店と連携して、タマネギを生地に練り込んだ商品を開発するなど、新しい取り組みも積極的に行っています。



8. 尾西採種組合

愛知県には、水稻の種子を栽培する採種組合が8組合あります。一宮市で多く栽培されている「あいちのかおり」の種子を栽培しているのは、そのうち安城・尾西・西尾の3組合で、尾西採種組合の生産量は安城に続いて2番目です。

尾西採種組合では、一般栽培に比べて厳しい管理を行い、審査・検査等を経て、優良な種子を生産しています。



9. はつらつ農業塾

はつらつ農業塾は、農業従事者の高齢化や後継者不足による農地の遊休化に歯止めをかけようと、一宮市・稲沢市・愛知西農業協同組合が共同で平成20年8月に開校しました。

研修会場として、一宮会場・稲沢会場の2か所を用意し、受講ニーズに合わせ、家庭菜園を楽しむ際に必要となる野菜の基礎的な栽培知識を学ぶ「生きがい農業コース」と専門的な知識や技術を習得し、一宮市・稲沢市での本格的な就農を目指す「担い手育成コース」を設けています。「担い手育成コース」からは、これまでに一宮市の主要な農作物を出荷しているダイコン部会やナス部会などへ卒塾生を送り出してきました。

また、毎年農業塾を卒業されていく「生きがい農業コース」の参加者の中には、自主的に農業を楽しむグループ活動を行う方や、イベント・産直などに出品される方も多くみられます。そのため、定年退職者の帰農や家庭菜園を楽しむ方のレベルアップなども含めて、「生きがい農業コース」においても産直への販売を紹介する講座など開催し、これからの農業の裾野を大きく広げています。

農業就業人口の減少が進む現状の中、都市近郊での持続可能な農業の推進のため、はつらつ農業塾では、これからも職業としての農業を希望する担い手候補生、それから多方面で活躍する地域農業の支え手を積極的に育成していきます。

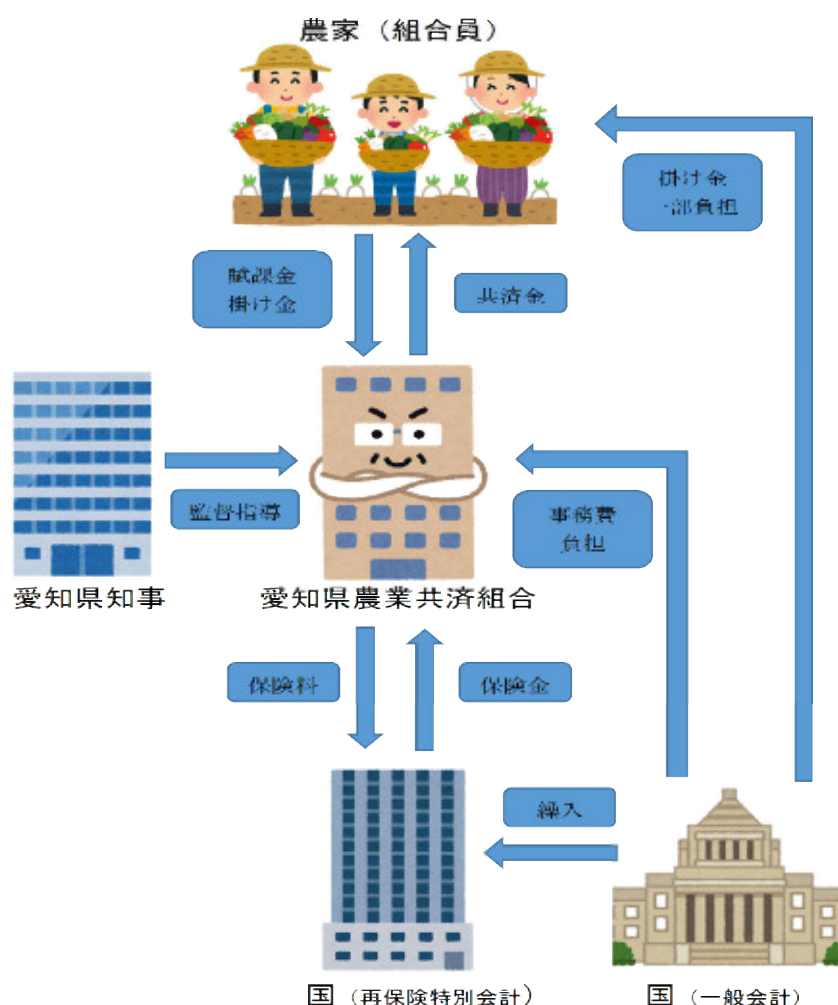


10. 愛知県農業共済組合

愛知県農業共済組合が行うNOSA I制度（農業共済制度）は、戦前の家畜保険（昭和4年制定）と農業保険（昭和13年制定）とを統合して、昭和22年制定の農業災害補償法の下に、農地改革によって創出された自作農民の経営を支えるための主要な災害対策として、再スタートした制度です。農業者が不慮の災害により農作物等に被害を受けた場合に、その損失を補填して農業経営の安定を図り、もって農業生産力の発展に資することを目的としています。

愛知県内の農業共済は、平成26年4月1日以降、愛知県農業共済組合が実施しています。同組合は、平成26年5月1日に愛知県農業共済組合連合会の権利義務を承継し、それまで同連合会が行ってきた事業を引き継ぎました。なお、愛知県農業共済組合尾張支所が一宮市を管轄しています。

また、農業収入全体に着目した新たなセーフティーネットとして導入する収入保険制度については、農業災害補償法（農災法）を一部改正し、制度創設にかかる規定を盛り込み、事業主体については「農業共済団体の全国組織」とされています。



11. 一宮地方総合卸売市場

一宮地方総合卸売市場は、第2次愛知県卸売市場整備計画に基づき、昭和56年3月に一宮市と5市場の共同出資で第3セクターの株式会社として開設されました。

一宮市を中心とする尾張西北部の拠点市場として、消費者に対する迅速で安定的な生鮮食料品等の提供や生産者に対する確実に速やかな販路の提供、小売業者等に対する取引の場の提供する役割を果たしています。

平成8年4月から「日曜新鮮市」を毎月第1日曜日に開催し、一般市民を対象に安価で新鮮な食料品の即売を行っています。

また、場内にある地場野菜供給センターでは、野菜出荷用プラスチックコンテナを生産者に貸し出し、ダンボール等の資源の減量化及び出荷・流通コストの削減を図っています。

その他、市民・消費者向けに、地場野菜の消費拡大を図る食の情報紙「ぐりーんりんぐ」を年4回発行しています。

敷地面積	43,264 平方メートル
所在地	一宮市大和町氏永仲林 140-1
取扱品目	青果物、花き、水産物
卸売業者	青果物 1 社、水産物 1 社
買受人	141 人
関連事業者	22 社

(平成 29 年 3 月末現在)



第4章 農地の権利関係の調整

1. 農業委員会の概要

農業委員会は「農業委員会等に関する法律」に基づいて市町村に設置が義務付けられる、合議体の行政機関です。農業委員はこれまで、公職選挙法を準用した選挙により選出されてきましたが、平成27年度に農業委員会法が改正され、委員の選任方法が変わりました。

改正農業委員会法の公布日（平成27年9月4日）以後は、透明性を確保した手続きにより、推薦・公募が実施され、市町村議会の同意を得た上で、市町村長が委員を任命します。また、農地利用の最適化を推進するため、地域における現場活動行う「農地利用最適化推進委員」が新たに設置されます。

一宮市では、平成29年7月20日より新体制に移行し、農業委員（19人）と農地利用最適化推進委員（17人）が連携し、一体となって活動していきます。

2. 農業委員会の業務

農業委員会の所管事務は農業委員会法第6条に規定されており、必須事務と任意事務に区分されています。今回の法改正により、「農地利用の最適化の推進」が活動の重点に位置付けられました。

（1）優良農地を守り、農地利用の最適化を推進する取り組み（法令に基づく必須事務）

農地法等の法令により農業委員会の権限に属させられた、農地の権利移動についての許認可や農地転用の業務、農地の利用状況調査等の法令業務を処理するほか、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進により、農地利用の効率化及び高度化の促進（農地利用の最適化の推進）を図っていきます。

（2）農業経営の合理化を図る取り組み（法令に基づく任意事務）

上記の業務に加え、農業者の公的代表機関として、担い手の法人化・農業経営の合理化等を進める取り組みが強く期待されています。また、農業及び農業者に関する調査研究や情報提供などの活動も、農業の健全な発展と農業者の自主性の発揮などの観点から重要になっており、これらの業務も積極的に行っています。

また、農地利用の最適化の推進に寄与するため、農業委員会は、所管事務を遂行する中で得られた知見に基づく具体的な施策改善の意見を、積極的に市町村長に提出することが求められています。

3. 農地利用調整

【農地の権利移動処理状況】

(平成 27 年度)

種別	件数 (件)	面積 (㎡)
農地法第 3 条 (使用収益権)	16	25,135.00
農地法第 3 条 (所有権)	61	56,866.00
農地法第 3 条 (農地の相続等)	220	349,911.29
農地法第 18 条	43	113,033.00

【農地の転用処理状況】

(平成 27 年度)

種別	件数 (件)	面積 (㎡)
農地法第 4 条 (市街化区域)	219	71,524.61
農地法第 4 条 (市街化調整区域)	27	12,059.30
農地法第 4 条 (確認)	0	0.00
農地法第 5 条 (市街化区域)	395	150,922.98
農地法第 5 条 (市街化調整区域)	337	206,451.84
現況証明	50	11,031.22

【農地の権利移動・転用処理の推移】

単位：㎡

種別	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
農地法第 3 条 (使用収益権)	24,801.00	12,273.00	25,135.00
農地法第 3 条 (所有権)	36,257.00	42,502.00	56,866.00
農地法第 3 条 (農地の相続等)			349,911.29
農地法第 18 条	23,439.00	21,913.00	113,033.00
農地法第 4 条 (市街化区域)	85,013.00	42,856.00	71,524.61
農地法第 4 条 (市街化調整区域)	5,934.00	7,536.00	12,059.30
農地法第 4 条 (確認)	542.00	78.00	0.00
農地法第 5 条 (市街化区域)	127,768.00	120,887.00	150,922.98
農地法第 5 条 (市街化調整区域)	166,091.00	153,224.00	206,451.84
現況証明	15,358.00	8,150.00	11,031.22

資料編

1. 一宮市の概要

人 口 386,208 人

世帯数 156,002 世帯

(平成 29 年 1 月 1 日現在)

面積 113.82 平方キロメートル

東西：約 15.3 キロメートル

南北：約 13.3 キロメートル

位置 北緯：35 度 18 分 14 秒

東経：136 度 48 分 8 秒



一宮市は、交通の便もよく、気候や風土に恵まれ、大消費地にも近いことから、古くから農業が盛んに営まれ、都市近郊型農業（＊）が発達してきました。

【＊都市近郊型農業とは】

都市近郊型農業とは、消費者（地）と近接しているという立地条件を活かし、新鮮・安全な農産物の供給に加え、防災機能、交流・レクリエーション、癒し・福祉、教育・学習・体験の場の提供、自然環境保全機能、ヒートアイランド現象の緩和など、いわゆる多面的役割を果たしている農業のことを言います。

様々な役割（メリット）を見出し、必要とされる一方、高齢化や後継者不足等の担い手不足や農地面積の減少などの課題もあります。

都市型農業、都市近郊農業、近郊農業とも言われています。



2. 各資料の数値について

各資料の数値は、特別に記載のない場合、国の「農林業センサス（＊）」のデータを基にしています。また、割合は小数点１位四捨五入となっています。

「第１章 一宮市の農業に関する概要」で示した、一宮市及び愛知県と全国の数値について、基礎としたデータを表にして次ページ以降掲載します。

【＊農林業センサスとは】

「農林業センサス」は、５年ごとに国が行う調査です。直近に行われた調査は、平成２７年（２０１５年）２月１日現在の状況についてのものです。

農林業センサスの調査対象は、農林産物の生産を行う又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者（組織の場合は代表者）です。

調査事項は、経営の態様・世帯の状況・農業経営の特徴・経営耕地面積など多岐に渡ります。

この農林業センサスでは、日本の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源などを調査し、農業に関する基本構造の実態とその変化を明らかにすること、また農林業施策の企画・立案・推進のための基礎統計資料の作成と提供を目的としています。



3. 各農家数資料

一宮市農家数（単位：戸）

区分		総農家		販売農家		自給的農家	
平成 12 年	一宮市	4,068	5,610	2,213	2,884	1,855	2,726
	尾西市	1,238		560		678	
	木曽川町	304		111		193	
平成 17 年	一宮市	3,827	5,340	1,585	2,124	2,242	3,216
	尾西市	1,202		460		742	
	木曽川町	311		79		232	
平成 22 年	4,901			1,710		3,191	
平成 27 年	4,442			1,279		3,163	

愛知県・全国農家数（単位：戸）

区分	総農家		販売農家		自給的農家	
	愛知県	全国	愛知県	全国	愛知県	全国
平成 12 年	98,591	3,120 千	65,065	2,337 千	33,526	783 千
平成 17 年	92,033	2,848 千	51,638	1,963 千	40,395	885 千
平成 22 年	84,067	2,528 千	43,632	1,631 千	40,435	897 千
平成 27 年	73,833	2,155 千	35,068	1,330 千	38,765	825 千

参考とした基礎データ「農林業センサス 2015」及び過去のセンサスにおいて、農家の定義は、「調査期日現在、経営耕地面積が 10a 以上の農業を営む世帯又は過去一年間における農産物販売額が 15 万円以上の世帯」、販売農家の定義は「経営耕地面積が 30a 以上又は農産物販売額が 50 万円以上の農家」となっています。そのため、自給的農家は「30a 未満かつ農産物販売額が 50 万円未満の農家」ということになります。

4. 経営耕地面積資料

一宮市経営耕地面積（単位：ha）

区分	総面積			うち田		うち畑		樹園地
平成 12 年	一宮市	1,701	2,324	1,126	1,592	547	694	38
	尾西市	506		372		125		
	木曽川町	117		94		22		
平成 17 年	一宮市	1,166	1,548	829	1,125	322	405	18
	尾西市	318		241		74		
	木曽川町	64		55		9		
平成 22 年	1,569			1,183		367		19
平成 27 年	1,549			1,234		303		12

愛知県経営耕地面積（単位：ha）

区分	総面積	うち田	うち畑	樹園地
平成 12 年	65,038	39,810	19,933	5,295
平成 17 年	50,952	31,151	15,725	4,075
平成 22 年	53,282	33,312	15,949	4,021
平成 27 年	48,185	30,769	14,135	3,281

経営耕地とは、「調査期日現在に農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）」とし、「自ら所有し耕作している耕地（自作地）と他から借りて耕作している耕地（借入耕地）」の合計です。

土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別面積としています。

5. 農業就業人口資料

農業就業人口（単位：人）

	一宮市			愛知県	国
平成 12 年	一宮市	3,637	4,661	122,155	389 万 1 千
	尾西市	872			
	木曽川町	152			
平成 17 年	一宮市	2,698	3,595	100,261	335 万 3 千
	尾西市	775			
	木曽川町	122			
平成 22 年	2,562			77,429	260 万 6 千
平成 27 年	2,113			63,736	209 万 7 千

一宮市人口（単位：人）

	一宮市人口
平成 12 年	362,726
平成 17 年	371,687
平成 22 年	378,566
平成 27 年	379,954

農業就業人口とは、「15 歳以上の自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前 1 年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者」をいいます。

6. 愛知県内における一宮市の順位等

愛知県内において、一宮市は人口第4位、面積第12位の市です。

市町村人口（単位：人）

1位	2位	3位	4位	5位	6位
名古屋市 2,307,292	豊田市 424,494	岡崎市 383,715	一宮市 380,713	豊橋市 374,421	春日井市 307,180
7位	8位	9位	10位	11位	12位
安城市 185,397	豊川市 183,041	西尾市 168,875	刈谷市 150,856	小牧市 149,253	稲沢市 136,681

平成28年12月1日現在愛知県人口動向調査結果より

市町村面積（単位：平方キロメートル）

1位	2位	3位	4位	5位	6位
豊田市 918.32	新城市 499.23	岡崎市 387.20	名古屋市 326.45	設楽町 273.94	豊橋市 261.86
7位	8位	9位	10位	11位	12位
田原市 191.12	西尾市 161.22	豊川市 161.14	豊根村 155.91	東栄町 123.38	一宮市 113.82

平成29年2月1日確認各市町ウェブページより

愛知県内における一宮市の各農家数順位は以下のとおりです。総農家数や自給的農家数の順位に比較して、販売農家数の順位が低くなっています。比較的規模の小さな自給的農家が多く、販売を行っている農家が少ないことが分かります。

総農家数（単位：戸）

1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位
豊田市 6,322	豊橋市 4,779	一宮市 4,442	西尾市 3,950	田原市 3,913	岡崎市 3,644
7 位	8 位	9 位	10 位	11 位	12 位
豊川市 3,597	稲沢市 3,585	新城市 2,964	名古屋市 2,641	愛西市 2,298	安城市 2,028

販売農家数（単位：戸）

1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位
豊橋市 3,423	田原市 3,312	豊田市 2,581	豊川市 2,170	西尾市 1,587	岡崎市 1,518
7 位	8 位	9 位	10 位	11 位	12 位
新城市 1,512	稲沢市 1,447	愛西市 1,309	一宮市 1,279	安城市 1,123	弥富市 904

自給的農家数（単位：戸）

1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位
豊田市 3,741	一宮市 3,163	西尾市 2,363	稲沢市 2,138	岡崎市 2,126	名古屋市 1,795
7 位	8 位	9 位	10 位	11 位	12 位
新城市 1,452	豊川市 1,427	豊橋市 1,356	春日井市 1,099	愛西市 989	安城市 905

愛知県内の経営耕地総面積順位と農業就業人口順位は以下のとおりです。県内においても都市地域や中山間地域など、地域によって差はありますが、県内第4位である人口や県内第3位である総農家数と比較して、一宮市の順位がかなり低い（経営耕地総面積順位 11 位、農業就業人口順位 10 位）ことが分かります。

経営耕地総面積（単位：ha）

1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位
豊橋市 5,158	田原市 4,955	西尾市 3,694	豊田市 3,381	安城市 3,093	愛西市 2,158
7 位	8 位	9 位	10 位	11 位	12 位
岡崎市 2,137	豊川市 1,959	稲沢市 1,625	新城市 1,577	一宮市 1,549	弥富市 1,394

農業就業人口（単位：人）

1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位
田原市 9,114	豊橋市 7,651	豊川市 4,115	豊田市 3,929	西尾市 3,035	愛西市 2,457
7 位	8 位	9 位	10 位	11 位	12 位
稲沢市 2,445	岡崎市 2,369	新城市 2,211	一宮市 2,113	安城市 2,086	蒲郡市 1,440

いちのみやの農業

平成 29 年度版

発行	平成 29 年 4 月
編集	一宮市経済部農業振興課
住所	愛知県一宮市本町 2-5-6
電話	0586-28-9136（直通）